

# 北海道MICE誘致推進協議会規約

## (目的)

第1条 本協議会は、国内外の学術団体・企業等のMICE主催者等に、北海道の良質なMICE環境を紹介し、本道へのMICE誘致の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規約においてMICEとは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称を指す。

## (名称)

第3条 この協議会は「北海道MICE誘致推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道のMICE都市のPR
- (2) MICE主催者からの情報収集
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

## (構成)

第5条 協議会は、第1条の目的に賛同する別表の機関及び団体をもって構成する。

2 構成する機関及び団体の追加は第9条第1項に掲げる会議の承認を得て行う。

## (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 1名  |
| (3) 理事  | 若干名 |
| (4) 監事  | 2名  |

## (役員を選任方法及び任期)

第7条 役員は、協議会において選任する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、協議会において特段の事情が生じた場合と判断した場合には、当該役員任期途中で改選することができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とす

る。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときはその職務を代行する。
- 3 理事は会議に参加し、意見を述べる。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会 議)

第9条 会議は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて実務者会議を開催することができる。

(ワーキンググループの設置)

第10条 協議会の活動について必要な協議又は調整を行うため、構成する機関及び団体に属する実務者等で構成するワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、北海道、公益社団法人北海道観光振興機構及び公益財団法人札幌国際プラザ内に置く。

- 2 事務局職員は、会長が委嘱する。

(財 務)

第12条 事業の実施及び協議会の運営に必要な経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 負担金の額等については、別途定める。
- 3 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第13条 この規約の改正は、協議会の決議による。

(雑 則)

第14条 事業の実施及び協議会の運営についての取扱い、事務処理等については、会長が別に定める。

付 則 この規約は、平成20年7月17日から施行する。

付 則 この規約は、平成21年5月20日から施行する。

付 則 この規約は、平成23年4月25日から施行する。

付 則 この規約は、平成24年5月31日から施行する。

付 則 この規約は、平成25年5月14日から施行する。

付 則 この規約は、平成28年6月10日から施行する。

付 則 この規約は、平成29年6月 5日から施行する。

(別表) 協議会の構成団体

公益財団法人札幌国際プラザ

一般社団法人旭川観光コンベンション協会

函館市／一般社団法人函館国際観光コンベンション協会

釧路市／一般社団法人釧路観光コンベンション協会

北見市観光協会連絡協議会

帯広市／一般社団法人帯広観光コンベンション協会

北海道／公益社団法人北海道観光振興機構